



物価高騰対応重点支援給付金 (こども加算分) のご案内

物価高騰対応重点支援給付金の**こども加算分**を支給します！

1. 支給対象者

物価高騰対応重点支援給付金（1世帯あたり7万円）または物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割課税世帯分）（1世帯あたり10万円）の支給対象の方のうち、18歳以下の児童を扶養する方

2. 支給対象児童

- (1) 基準日（令和5年12月1日）において、上記の支給対象者と同一世帯となっている**18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）**の児童
※ 令和5年12月2日から令和6年6月30日までに生まれた児童も対象となります。
- (2) 支給対象者とは別世帯だが扶養している児童
(例.扶養している児童が単身で寮に入っている場合)

【例外的に対象とならない児童】

対象世帯から施設への住民票の異動有無にかかわらず、施設に入所している児童は、原則対象外です。

3. 支給額

児童1人あたり **5万円**

支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。
お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 西尾市給付金専用コールセンター

0563-65-2470

(開設期間：令和6年6月28日まで)

(受付時間：平日8:30~17:15)

■ 西尾市役所 子育て支援課 手当担当

0563-65-2109 (受付時間：平日8:30~17:15)

4. 支給の手続き

(1) 物価高騰対応重点支援給付金または物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割課税世帯分）の支給を受けた方のうち

- ① 基準日時点（令和5年12月1日）で、同一世帯に18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童がいる方
- ② 令和5年12月2日から令和6年6月30日までに生まれた児童がいる方

▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。

▶ 物価高騰対応重点支援給付金または物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割課税世帯分）を支給した口座に振り込みます。

▶ 対象の方には、支給のご案内を送付しますのでご確認ください。

※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否の届出書を提出してください。

※ 物価高騰対応重点支援給付金または物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割課税世帯分）の受取口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、支給口座登録等の届出書を提出してください。

(2) 上記以外の方（例.支給対象者とは別世帯の児童を扶養している方）

▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに西尾市子育て支援課の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

【ご注意ください】

給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります（修正申告により課税対象となった場合等）。



本給付金を語った

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに西尾市や国・県の職員などを語った不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。